

**令和8年度滋賀県保育の魅力発信事業業務に係る
公募型プロポーザル実施要領**

1 目的

この要項は、「令和8年度滋賀県保育の魅力発信事業業務」を委託する者を決定するための公募型プロポーザルについて必要な事項を定める。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

令和8年度滋賀県保育の魅力発信事業業務

(2) 業務内容

令和8年度滋賀県保育の魅力発信事業業務委託仕様書のとおり

3 予定価格

3, 522, 000 円（消費税および地方消費税（10%）を含む）

4 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

5 参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

（営業種目）

大分類：「役務」

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告に係るプロポーザルの手続に間に合わないことがある。

物品・役務電子調達システムまたは滋賀県会計管理局管理課〒520-8577

大津市京町四丁目1-1 TEL 077-528-4314

6 応募（提案書等の提出）

応募に当たっては、次の書類を作成の上、提出すること。

(1) 提出書類

ア 応募申込書（様式1）

イ 企画提案書

・体裁(用紙サイズ) A4版

・内容

項目	記載事項等
事業の目的・基本方針	・事業の目的や実施する上での基本的な考え方
企画・運営等	・仕様書に記載している内容についての具体的な提案 ・事業実施に関わるインフルエンサー ・投稿内容の案 ・投稿内容のイラスト案やショート動画のイメージ ・広報ポスター・チラシのデザイン案
実施体制等	・事務の実施体制（責任者および役割分担） ・個人情報管理および処理方法 ・受託事業全体について、関係する職員の氏名と業務内容、責任者

	を含めた体制図、県との連絡体制等
スケジュール	・ 契約日から事業終了までの作業スケジュール

ウ 支出計画書（見積書）

提案内容に基づき業務を実施した場合に必要な経費の見積額について、内訳を可能な限り詳細に記載すること。

※イの企画提案書の最終ページに添付

エ 添付書類

- ・ 応募者の概要がわかるもの（会社案内、定款等）
- ・ 類似の業務に係る事業実績
- オ 社会政策推進面に係る関係書類（該当する場合）
 - ・ 滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業の登録証（県発行）の写し
 - ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主認定通知書（労働局発行）の写し
 - ・ 高齢者就業確保措置に係る労使協定または就業規則の該当箇所の写し
 - ・ 障害者雇用状況報告書の写し
 - ・ 障害者を雇用している旨の申立書
 - ・ しが障害者施設応援企業の認定通知書（県発行）の写し
 - ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主認定通知書（労働局発行）の写し
 - ・ 滋賀県女性活躍推進企業の認証通知証（県発行）の写し
 - ・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合認定通知書（労働局発行）の写し
 - ・ 「環境マネジメントシステム」のうち、次のいずれかの登録・認証を受けている場合：同認定証等の写し
 - ①国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001 に適合している旨の認証
 - ②一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録
 - ③特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録
 - ④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証

(2) 提出部数

- ア 応募申込書（様式 1） 1 部
- イ ア以外のもの 5 部（正本 1 部・写し 4 部）

(3) 提出方法

持参または簡易書留郵送とすること。

(4) 提出先

下記 10 に示す問合せ先に同じ。

(5) 提出期限

令和 8 年 5 月 15 日（金）17 時まで

(6) 留意事項

提案内容については、本公募型プロポーザルの契約予定者を決定するためのものであり、その通りに実施するものではなく、契約予定者の提案書類に基づき、県との協議により、実施内容を決定するものとする。

7 質問の受付および回答

(1) 質問方法

質問票（様式 2）に質問内容を記入し、電子メールにより、下記 10 に示す場所へ提出すること。なお、質問票を送信した者は、その旨を必ず電話で連絡すること。

(2) 質問期限

令和8年4月28日（火）17時必着

(3) 回答方法

質問票の提出のあった者へ電子メールで回答するとともに、県ホームページの下記の場所に質問および回答の内容を掲載する。

滋賀県>県民の方>子育て・教育>子育て・青少年育成>お知らせ・注意

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kosodatekyouiku/kosodate/>

(4) 回答期日

令和8年5月8日（金）17時を目途に回答する。

8 審査

(1) 審査方法

- ・滋賀県子育て支援課が設置する審査会（審査委員3名）において、あらかじめ定めた評価項目および評価点に基づき提出された企画提案書等の審査を行い、予定価格の制限の範囲内において総合点が最も高かったものを当該業務の契約予定者とする。
ただし、総合点において満点の5割未満の場合は、契約予定者とししない。
なお、プレゼンテーションの時間は各事業者別途通知する。

(2) プレゼンテーション

ア 実施予定日

令和8年5月22日（金）の予定

詳細な時間・場所などは提案者に別途通知する。

イ プレゼンテーションの方法

企画提案書の記載内容に基づく口頭説明を行う。

時間配分の予定は次のとおり。

(ア) 企画提案書の内容説明 : 20分以内

(イ) 質疑および応答 : 10分以内

ウ その他

(ア) プロジェクターおよびスクリーンは滋賀県で準備するが、その他の機器は提案者が準備すること。

(イ) 応募者多数の場合は、プレゼンテーションの時間が変更となる可能性がある。
またデモンストレーションの実施は不可とすることがある。

(3) 審査基準

審査時における評価は、提案書の内容等について、次の項目ごとに審査を行う。

項目	審査内容	配点
1	・事業の目的や事業を実施する上での基本的な考え方が、明確かつ具体的に提案されているか。 ・本県の保育人材の不足に係る現状や課題を十分に把握・認識し、本業務の実施に活かそうとしているか。	10点
2	・発信方法はイラストやショート動画等を活用した見やすいものとなっているか。(7点) ・投稿内容は保育士を目指すにあたって、創意工夫及び具体性があり、魅力的な内容となっているか。(8点) ・滋賀県や保育士に関連のある発信力の高いインフルエンサー等を用いて発信を行うものとなっているか。(8点) ・広報ポスター・チラシのデザインはターゲットである若者に見やすい、魅力的なものとなっているか。(7点)	30点

3	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効果は高いものが見込まれるか。 ・事業効果の検証方法は有効なものか。 	10点
4	<ul style="list-style-type: none"> ・事務が円滑に遂行できる体制となっているか。 ・個人情報の管理および処理方法は適切か。 ・投稿頻度は月に最低10回できる体制となっているか。 	10点
5	<ul style="list-style-type: none"> ・運営全体が円滑に遂行できる体制となっているか。 ・県と緊密な情報交換ができる連絡体制が整っているか。 	10点
6	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を円滑に遂行できるスケジュールとなっているか。 	10点
7	<ul style="list-style-type: none"> ・費用対効果の高い計画内容であり、経費削減を意識した見積金額となっているか。 <p>(予定価格の95%以上：1点 予定価格の90%以上95%未満：4点 予定価格の85%以上90%未満：6点 予定価格の80%以上85%未満：8点 予定価格の80%未満：10点)</p>	10点
8	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の実績等から、確実に業務を遂行できる能力を有しているか。 	3点
9	<ul style="list-style-type: none"> ・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか。 	1点
10	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。 	1点
11	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。 	1点
12	<p>障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている。 ②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している。 ③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている。 ④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている。 	1点
13	<ul style="list-style-type: none"> ・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けているか、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。 	1点
14	<ul style="list-style-type: none"> ・環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けているか。 ①国際標準化機構が定めた規格ISO14001に適合している旨の認証 ②一般財団法人持続性推進機構（平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション21の認証・登録 ③特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証 	1点
15	<ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県内に本店を有する事業者か。 	1点
合計		100点

(4) 審査結果の通知

審査結果は、提案者全員に対して、文書により通知する。

9 その他

- (1) 提案書類の提出は、1者につき1件とする。
- (2) 書類の作成等、企画提案に要する経費については、提案者の負担とする。
- (3) 提出された提案書については返却しない。また、提出された提案書の加筆、訂正、差し替え等は認めない。
- (4) この手続に参加した者が業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けることになった場合は、審査の対象とせず、または契約の締結を行わないことがある。
- (5) 法人については、複数の営業所等がこの手続に参加することはできない。

10 問合せ先

滋賀県子ども若者部 子育て支援課 保育係
住所 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
TEL 077-528-3557
E-mail jc00@pref.shiga.lg.jp